

県庁舎耐震化等整備方針

平成20年2月

山 梨 県

「県庁舎の耐震化に関する検討委員会」から過日提出された「山梨県庁舎の耐震化等整備に関する報告書」の提言を踏まえ、今後、県庁舎の耐震化等整備を以下のとおり進めていくこととする。

1. 各庁舎の耐震化等整備方針

(1) 県民会館、県民情報プラザ、第二南別館及び東別館

1棟に集約建替することとし、建替場所は、比較的埋蔵文化財の影響が少ないと考えられる県民情報プラザ及び第二南別館跡地とする。

なお、建設や敷地利用の上で支障となる恐れが高い第一南別館については、新庁舎整備計画の具体的な検討の中で、その存否について総合的に判断していく。

(2) 別館

山梨県にとって重要な文化財的価値の高い建物であるため、耐震改修等を行った上で執務室等として使用していくこととし、バリアフリー化や省エネルギー化、老朽化している設備の更新等を行う。

(3) 議事堂

議長室、委員会室として使用している増築部分の耐震改修等を行う。

なお、議事堂本体については、別館と同時期に建設された文化財的価値の高い建物であり、今後長期に渡り使用していくことが望ましいため、エレベーターの設置等バリアフリー化や省エネルギー化、傍聴席の改修等を別途検討していく。

2. 新庁舎の機能等

(1) 防災機能の集約

災害発生時に中心的な役割を果たす消防、警察などの防災関連部局、子供の安全を担う教育委員会を新庁舎に集中配置するとともに、災害関係の情報システムや設備の充実、交通管制センター等の高度情報化を図るなど災害対策本部機能を強化する。

- ・消防防災課、治水課、砂防課、災害対策本部室と災害関係の情報システム

- ・警察本部（交通機動隊等を除く）と交通管制センター、通信指令室などの情報システム
- ・教育委員会
- ・屋上ヘリポート

（２）地下駐車場の整備

来庁者用の駐車スペースを確保するとともに、庁舎敷地内の交通動線を整理し利用者の安全確保等を図っていく必要があることから、１８０台を目途に地下駐車場を整備する。

（３）県民利用施設等の設置

中心市街地の活性化やにぎわいの創出に配慮し、１階等に各種情報コーナー等の県民利用施設や観光物産販売所等の商業施設などを効果的に設置することを検討していく。

また、新庁舎の通り沿いにはたまり場となるオープンスペースを設けることなども検討する。

3. 整備費用

新庁舎の規模は、本館の塔屋と軒を並べる程度の高さで地上１１階地下３階、延床面積２７，０００㎡程度と想定される。他県の庁舎建設費等を参考にし単純に試算すると、新庁舎建設費は約１２０億円（ ）、その他災害情報システムや交通管制システム等情報設備機器の整備費、別館等の改修費などが必要となるものと見込まれる。

「県庁舎の耐震化に関する検討委員会」報告書では、各耐震化ケースの費用を単純比較するために、地下駐車場など新たに設置する施設は考慮せず新庁舎の規模を算定していることから、解体費と別館の改修費を加えた初期投資費用を約１２８億円（うち新庁舎建設費約１０６億円）と試算している。

今後、新庁舎の延床面積や概算事業費については、基本計画を策定する中で精査していく。

また、財源については、警察本部庁舎の建設に係る都道府県警察施設整備費補助金を活用したうえで、一般単独事業債の充当や公共施設整備等事業基金の活用等により財政負担の緩和を図っていく必要がある。

なお、別館・議事堂の耐震改修については、元利償還金の５０％が後年度交付税措置される防災対策事業債を充当していくことが適当である。

4. P F I方式の導入検討

本年１月に公表された総務省の調査（ ）でも事務庁舎へのP F I方式の導入は経費削減効果が高いとされており、相当の経費削減が図られる可能性があることから、P F I方式の導入について検討していく必要がある。

総務省の「P F I事業に関する政策評価書」（平成２０年１月）の中で示された全国調査結果による経費削減割合（民間事業者選定時のV F M率の平均値）

・事務庁舎	２９．２％
・宿舍	２３．７％
・水道	２４．６％
・病院	８．７％

このため、新庁舎建設から施設の維持管理、地下駐車場等の運営などトータルでどの程度のコスト縮減が見込めるのか、市場調査も含め総合的な導入可能性調査を実施していく必要がある。

5. 整備スケジュール

昨年７月に策定した「山梨県耐震改修促進計画」においては、平成２７年度までに全ての県有施設の耐震化を図ることとしていることから、今後、平成２５年度を目途に新庁舎への移転を完了し、その後平成２７年度までに、別館の耐震改修等や東別館の除却を完了する。

このため、平成２０年度から具体的な県庁舎耐震化等整備に着手することとし、県庁舎耐震化等整備基本計画の策定やP F Iの導入可能性調査を実施する。

6. その他の課題への対応

(1) 駐車場の確保・充実

当面、新庁舎地下駐車場と県庁東側（東駐車場及び建物除却跡地）を駐車スペースとして活用するとともに、北別館西側の警察別館を除却して駐車場を整備し、議会関係者の利用に配慮していくこととするが、県庁舎敷地を更に有効活用していくため、将来は北別館西側や県庁東側に新たな立体駐車場や地下駐車場の設置を検討していく。

(2) 県庁舎敷地のオープン化

都市景観に配慮する中で、県民に身近で利用しやすい開かれた庁舎敷地となるよう、警察別館、ボイラー棟及び煙突、防災無線鉄塔、第一車庫等についてはできる限り整理統合等を図っていくこととし、庁舎敷地内の西側を歩行者ゾーン、東側を車両ゾーンとするなど明確な歩車分離を図りつつ、ある程度の緑地帯等も設けるなど、県民が安心して構内で憩えるような敷地整備を検討していく。

また、本館正面の植栽スペースについては、庁舎敷地内の交通動線を整理していく上でも有効活用を図る必要があることから、できる限り移植等に努める中で整理を図っていく。

更に、庁舎敷地内へ県民が気軽に出入りできるよう、庁舎敷地管理手法の見直しを検討していく。

(3) 県民会館等跡地の活用など

県庁東側については、舞鶴城公園等への景観の配慮や、まちづくり、にぎわいの創出の観点を踏まえ、舞鶴城公園との一体的な整備による公園的利用や、地下駐車場の整備による一般開放などが考えられるため、将来を見据えた活用のあり方を今後検討していく。